

# 総合評価落札方式入札参加者の皆様へ

## (測量・建設コンサルタント業務)

技術提案書作成上の留意事項について

※間違いや勘違いしやすい箇所について記載しました

関東森林管理局では、測量・建設コンサルタント業務の一般競争入札（総合評価落札方式）において、令和4年4月1日以降に契約を締結する業務から、技術提案書の書式変更、評価項目・評価基準を一部改正しましたのでお知らせします。

### 1 技術提案書の書式の変更について

令和3年4月1日には書面・押印見直しに伴い、技術提案書の書式中の「印」の箇所を削除し、令和4年2月15日には、令和4年4月1日以降に契約を締結するものから適用される「企業の賃上げ」の項目を追加した様式に変更しました。

書式については、下記アドレスから「令和4年4月1日以降に契約を締結するもの」をダウンロードし使用して下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>

※ 競争参加資格申請書の様式も変更しております。

最新の様式を下記アドレスからダウンロードして下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>

### 2 技術提案書作成上の留意点

#### (1) 技術提案書の提出書類について

ア 旧様式を使用し必要な事項が確認できない場合は、その項目が評価できず最低点となります。

イ 技術提案書において定められた各様式が提出されない場合は、各資料が添付されていても、それに該当する項目は最低点となります。

ウ 提出された技術提案書の印字が不鮮明で解読が出来ない場合はその項目は最低点となります。

※ 技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者は入札の参加はできません。（入札説明書4(7)）

電子入札に添付する際は、技術提案書の表紙に示してある提出書類（全ての様式及び確認資料）を確認し、添付漏れにご注意願います。

(2) 予定管理技術者の経歴及び能力（別記様式3）」について

ア 同種業務は、発注者が入札公告（入札説明書）に定義した業務です。同種業務実績は入札公告（入札説明書）に示された対象期間内に完成・引き渡しをした業務で業務成績評定点が60点以上が対象となります。

イ 「過去2年度間（入札説明書に指定された期間）の同種業務の成績評定平均点」欄には、件数及び平均点を記載するとともに、実績がある場合は、必ず別記様式3-1（予定管理技術者の成績評定表）を添付して下さい。

同様式の添付が無い場合や全ての業務成績評定通知書の写しの添付が無い場合は、いずれも同項目は最低点となります。また、2回目以降の技術提案書に「業務成績評定通知書の写し」を省略する場合は、別記様式3-1の下段に、当該資料を提出した入札の情報（署等名、入札日・事業名）を必ず記載して下さい。

確認がとれない場合は最低点となります。

※ 当該業務に係る管理技術者の業務成績評定点の平均が60点以上ないと、配置することができません。（入札説明書4(8)イ参照）

ウ 「手持ち業務の状況」欄には、必ず年月日、件数、金額を記載して下さい。

なお、手持ち業務が無い場合も、必ず〇〇年〇月〇日現在 計〇件 〇百万円と記載して下さい。

同欄に記載がない場合は、手持ち業務の状況が確認できないことから、同項目は〇点となります。※ 記載漏れにご注意願います。

(3) 別記様式4（企業の実績、能力、信頼性）について

ア 「業務成績」欄には、企業の業務成績の平均点を記載するとともに、必ず別記様式4-1（企業の業務成績評定表）を添付して下さい。

同様式の添付が無い場合や全ての業務成績評定通知書の写しの添付が無い場合は、いずれも同項目は最低点となります。また、2回目以降の技術提案書に「業務成績評定通知書の写し」を省略する場合は、別記様式3-1の下段に、当該資料を提出した入札の情報（署等名、入札日・事業名）を必ず記載して下さい。

確認がとれない場合は最低点となります。

※ 当該業務に係る業務成績評定点の平均が60点以上ないと競争参加資格がありません。（入札説明書4(6)参照）

イ 「優良表彰業務等」欄には、表彰がある場合は、表彰状又は感謝状の写しを添付して下さい（過去10年度間）。他の森林管理局での調査等業務において受賞した実績も含みます。なお、支店が受賞している場合、その実績は支店のみとなります。

また、大規模災害の受注実績がある場合は、受注年度、発注署及び業務名を記

載するとともに、関東森林管理局長が「大規模災害」と認定し「大規模災害に係わる調査業務」と記載された契約書の写し及び入札公告を添付して下さい。

(令和2年4月1日以降の入札公告等において指定された業務となります(過去2年度間。))

ウ 令和3年4月1日から「ワークライフバランスの取組実績」の項目を追加しました。認定等を取得している場合は該当箇所に「○」を記載し、証明書類として「認定通知書の写し」を添付して下さい。(入札公告日の属する年度を含む。)

※ 一般事業主行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づくものに限り、また、計画期間が満了している場合は対象外となります。(都道府県労働局の受領印が付いた届出書の写しを添付して下さい。)

エ 「賃上げの実施を表明した企業等」については、賃上げを表明する企業は、「従業員への賃金上げ計画の表明書」を添付する。大企業と中小企業では表明書の記載内容が異なりますので注意してください。

また、提出した表明書により加点した場合は、決められた率の賃上げを確認するため、表明期間終了後に決算書類等を提出していただきます。

未提出又は賃上げが未達成の場合は、財務省から未実行の通知があり、加点よりも多い減点措置を1年間行うこととなります。

#### (4) 別記様式5(業務の実施方針)について

ア 測量・建設コンサル関係で業務実施体制、工程計画、フロー図で不整合がある場合は最低点となります。例えば、別記様式2、業務実施体制における照査技術者名と別紙様式5の工程計画における照査の担当技術者名が一致していなければ、実施手順の妥当性の項目は最低点となります。

イ 工程計画において、履行期間オーバーの計画がある場合は最低点となります。

#### (5) 別記様式6(技術提案)について

技術提案に関する事項(①総合的なコストに関する事項、②工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項、③社会的要請に関する事項)については、入札説明書(7(6)「評価項目における評価基準及び配点」の表中に記載する技術提案に関する事項の内容を確認し、具体的に記載して下さい。

#### (6) 技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義について

技術提案書作成要領中に掲げた「過去15年度間」、「過去2年度間」及び「過去1年度間」とは、前年度3月31日以前の〇年間を言っており、当年度分(入札公告日の属する年度)は対象外となります。

※ 入札日の年度ではありませんので、年度末及び年度始めの案件はご注意ください